

農林水産省「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」対応

高知県版GAP

こうち環境・安全・安心点検システム 国ガイドライン準拠編

GAP基準書 茶

第1版

平成29年3月23日策定

はじめに

本書では、農業生産活動に関する各法令や指針等を踏まえ国が示した「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に対応したうえで、高知県の農業の特性・実情に合わせた、県内農業者が共通して遵守する必要がある管理点及び管理基準を設定しています。

各管理点は、次の項目により分類しています。

- ① 土づくりの励行
- ② 適切で効果的・効率的な施肥
- ③ 効果的・効率的で適正な防除
- ④ 廃棄物の適正な処理・利用
- ⑤ ほ場と作業場の適正管理
- ⑥ エネルギーの削減
- ⑦ 新たな知見・情報の収集
- ⑧ 生産・経営情報の保存
- ⑨ 栽培・収穫・出荷段階での汚染防止
- ⑩ 経営収支の把握
- ⑪ 作業機械の整備・点検・清掃
- ⑫ 作業者の安全確保と健康管理

基準書の見方について

1) 番号

管理点の番号です。

2) 区分

管理点の優先度を区別しています。定義は次のとおりです。

「必須」…法令等に基づき必ず実施しなければならないもの

「重要」…実施すべき重要なもの

「推奨」…実施することが望ましいもの

3) 管理点

GAP実践に必要な項目の見出しです

4) 管理基準

管理点の適切な実践内容を示しています。

5) 取組例・参考

取り組み方の例や参考情報を示しています

6) 参考資料

管理点・管理基準の内容に関連する「こうち環境・安全・安心システム」の参考資料を示しています

7) 国No

「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」の該当番号を示しています。

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
----	----	-----	------	--------	------	-----

1 土づくりの励行

1-1 有機物を利用した適切な土づくり

1-1-1	重要	有機物を利用した土づくり	栽培基準等を考慮し、有機物を利用した土づくりを行っている(たい肥の施用など)			19
1-1-2	重要	たい肥の適正使用	たい肥を施用する場合は、下記の点に留意している ①数日間高温で発酵させた完熟たい肥を使用している ②たい肥化されていない家畜ふん尿や人ふん尿を、ほ場に施用しないようにしている	たい肥については、病原性微生物、外来雑草種子殺滅のため適切な発酵温度(70℃・数日間)の確保が必要である。 購入たい肥の場合は、可能な限り購入先に原材料・製造工程・発酵状態・成分などを確認し、病原微生物による汚染の恐れが低いことを確認すること。		18

1-2 使用した有機物の記録

1-2	必須	たい肥等の記録	使用したたい肥等について、次の内容について記録を付けている ①使用場所(ほ場の名称等) ②対象作物 ③使用日 ④資材の名称 ⑤使用量 ⑥使用面積			39 40
-----	----	---------	--	--	--	----------

1-3 たい肥の適切な保管

1-3	必須	たい肥の保管	たい肥・厩肥は、風雨を防ぐ適当な覆いすどして、流出液による水源汚染を防いでいる			1
-----	----	--------	---	--	--	---

2 適切で効果的・効率的な施肥

2-1 肥料・土壌改良剤等の選択

2-1	重要	肥料の確認	使用する肥料について、下記の内容を確認している ①普通肥料は、保証票を確認している ②特殊肥料は、品質表示票等で届出を確認している			18
-----	----	-------	---	--	--	----

2-2 肥料の適正施用と記録

2-2-1	重要	肥料の適正使用	施肥にあたっては、下記の内容を遵守している ①土壌診断を定期的に行い、この結果により、基肥の施肥量を決めている ②たい肥由来の成分を考慮し、基肥量を決めている ③緩効性肥料など、肥効調節型肥料の利用や局所施肥等をしている ④栽培指針等を参考に、適正量を施用している			17
-------	----	---------	--	--	--	----

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
2-2-2	必須	施肥の記録	使用した肥料について、次の内容について記録を付けている ①使用場所(ほ場の名称等) ②対象作物 ③使用日 ④肥料・資材の名称 ⑤使用量 ⑥使用面積			39

2-3 肥料の適切な保管

2-3-1	必須	危険物の保管(肥料)	発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(生石灰、硝酸アンモニウム、硝酸カリ)を保管する場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し適切な方法で保管している	* 硝酸アンモニウム、硝酸カリは危険物として消防法により規制されており、指定数量を越えた場合消防署に届出が必要となる。 生石灰は消防法により規制される危険物には該当しないが、一定数量を越えた場合は上と同様に消防署に届出が必要である。		32
2-3-2	重要	肥料等の保管条件	直射日光や雨の当たらない場所で、農産物・種苗や肥料以外の資材(農薬・収穫容器等)に接触しないように保管している			32

3 効果的・効率的で適正な防除

3-1 農薬使用計画

3-1-1	必須	防除計画の作成	栽培作物に登録のある農薬のみを用いた防除計画(防除こよみ)を、作期毎に作成している			2
3-1-2	重要	ほ場の衛生管理	①植物残さは放置することなく、適切に処理している ②ほ場の周辺で、病害虫の発生源となる雑草の管理を実施している ③ほ場内とその周辺は定期的に清掃している			1 13
3-1-3	重要	総合病害虫防除(IPM)の実践	耕種的防除(抵抗性品種導入等)の実施や、天敵利用技術、物理的防除を導入している	例えば、下記の方法がある。 ・発生予察情報の入手や、病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を行う。 ・必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行う。 <農薬以外の防除手段の例> ①生物農薬、性フェロモン剤等の使用 ②対抗植物の導入 ③除草用機械の利用 ④べたがけ栽培、雨よけ栽培、トンネル栽培などの被覆技術の導入		13 15
3-1-4	必須	農薬の選択	以下の事項を把握・留意して農薬の選択及び適期防除を実施している ①防除効果 ②薬害 ③使用方法 ④天敵等有用昆虫への影響 ⑤薬剤耐性・抵抗性発生回避 ⑥予察情報等による病害虫の発生状況			14 15

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
3-1-5	必須	無登録農薬・疑義資材の使用防止	農薬登録がないのにその用途に直接的な防除効果をうたった資材は使用しないようにしている	* 無登録農薬の使用は農薬取締法により禁止されている。		2

3-2 農薬の準備

3-2-1	必須	散布液の調製	<p>農薬散布液調製の際は、次のことに留意している</p> <p>①必要量及びラベルに記載された面積当たりの使用量を超過しないように、散布液を調製している</p> <p>②散布機器の散布能力を把握している</p> <p>③農産物や生産資材に飛散することがない場所で、調製(希釈)している</p> <p>④薬液を正確に計量できる器具を使用している</p> <p>⑤農薬の散布液が余ることがないよう、ラベルに記載された単位面積当たりの使用量と農薬を使用するほ場の面積から、必要な量だけを計量し散布液を調製している</p>			12
3-2-2	必須	農薬登録内容の確認	<p>以下の全ての項目について確認のうえ使用している</p> <p>①対象の作物、病害虫、雑草</p> <p>②希釈倍数、使用量、使用回数、使用方法、収穫前日数</p> <p>③ラベルに注意喚起マークがある場合は、その内容</p> <p>④有効期限や登録の有無</p>	<p>有効期限を過ぎた農薬は使用しない(努力義務)</p> <p>* 農薬の適用外使用は農薬取締法により禁止されている。</p> <p>農薬登録内容は変更されることがあるため、最新の情報を入手し確認するよう努める。</p>		4

3-3 農薬の使用と記録

3-3-1	必須	防除衣・防除具の着用・保管	農薬調製作業及び農薬散布時は、ラベルに書かれた適切な防除衣、防護具を着用している			28
3-3-2	推奨	防除衣・防除具の保管	防除衣と防護具は、使用后、洗浄し、農薬や農産物と接触の恐れがない場所で保管している			28
3-3-3	重要	周辺ほ場への農薬ドリフト対策実施	<p>農薬を散布する際は、次のことに留意している</p> <p>①近隣に影響の少ない天候や時間帯に、散布圧に注意して散布している</p> <p>②周辺へのドリフトの可能性を把握し、対策(ドリフト低減ノズルの利用等)を実施している</p>	<p>例えば、下記の方法がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の農作物栽培者に対して、事前に農薬使用の目的や散布日時、使う農薬の種類等についての情報提供 ・農薬を使う際には病害虫の発生状況を踏まえて最小限の区域にとどめた農薬散布 ・近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布 ・風向きを考慮したノズルの向きの決定 ・飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具の選択 等 		5
3-3-4	重要	周辺住民への影響の回避 【住宅地近接の場合】	(3-3-3に加えて) 散布時には、看板を設置する等、適切な方法で周辺住民に周知している			16

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
3-3-5	必須	農薬使用の記録	<p>使用した農薬について、次の項目全てについて記録している</p> <p>①使用場所(ほ場の名称等)</p> <p>②対象作物</p> <p>③使用日</p> <p>④農薬名</p> <p>⑤希釈倍数</p> <p>⑥使用量</p> <p>⑦使用面積</p>			38
3-3-6	重要	残液の処理	<p>農薬の散布残液については次の点に留意している</p> <p>①散布残液は他の容器に移し替えず、必ず使い切る。</p> <p>②散布器具などの洗浄液は、ほ場内で処理する。</p> <p>③散布残液、洗浄水を河川、用水路、下水等の水系に流入させていない</p>			12
3-3-7	重要	農薬散布機の点検・洗浄	<p>農薬散布機器については、次の点に留意している</p> <p>①使用前に防除器具の点検を行っている(特にホースの接続部分に注意)</p> <p>②防除器具は使用後に十分な洗浄を行っている</p>			3

3-4 農薬の保管

3-4-1	必須	農薬の保管条件	<p>農薬の保管時には、次の全てを遵守している</p> <p>①農薬は保管庫で、鍵をかけて保管し、鍵は責任者が適切に管理している</p> <p>②農薬は冷涼、乾燥した場所で保管している</p> <p>③毒劇物の保管には適切な表示をしている</p> <p>④作物に使用する農薬と、作物以外に使用する農薬(除草剤やほ場以外に限り使用するもの)を分けて保管し、誤用を回避している</p> <p>⑤農薬は、購入時の容器で保管している</p> <p>⑥農薬は、容器が容易に転倒・落下しない場所で保管している</p> <p>⑦期限切れ農薬は適切に処理(産業廃棄物として処分)している</p>	<p>* 毒物及び劇物取締法に基づき毒劇物に指定されている農薬の飛散・漏出防止、容器・貯蔵場所への表示は法令上義務付けられている。</p> <p>また、発火性または引火性の農薬については、消防法による規制の対象に該当するため、農薬の販売店・メーカー等の指示に従い適切に保管・表示をする。</p>		32
-------	----	---------	---	---	--	----

4 廃棄物の適正な処理・利用

4-1	必須	廃棄物の管理	<p>廃棄物の保管については、次の点に留意している</p> <p>①資材毎に区分した保管場所を設けている</p> <p>②資材の野焼きや放置、埋立をしていない</p> <p>③廃棄物等は、農産物と離れた場所で保管している</p> <p>④廃棄物の保管場所は定期的に清掃している</p> <p>⑤廃棄物が保管場所から飛散しないよう対策をとっている</p>	<p>* 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されている</p>		22
4-2	必須	廃棄物の処理	<p>廃棄物の処理にあたっては、下記の全てを実施している</p> <p>①地域の回収処理システム等を利用するなどにより、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する</p> <p>②「不法投棄」「不法な埋め立て」「野焼き」は行わない</p>	<p>* 農業生産活動に伴う廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物は産業廃棄物処理業者に、一般廃棄物は一般廃棄物処理業者等に処理を委託する必要がある。</p> <p>なお、農業用廃プラスチック類については、地域における組織的な回収システムを活用し、適正に処理を行うこと。</p>		21

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
4-3	必須	有機物のリサイクル	作物残渣などの有機物は、ほ場に残すと病害虫がまん延する場合を除き、たい肥利用などで土づくりに利用している			23

5 ほ場と作業場の適正管理

5-1	重要	ほ場の汚染防止	ほ場の汚染防止のために、次のことに留意している ①大雨時にほ場の周辺からの汚水が流入するのを防止している。 また、速やかに排水する。 ②ほ場にペットを入れないよう徹底している。 ③周辺環境に変化がないか(微生物、化学物質ほか)確認している			1
5-2	重要	土壌流出の防止	土壌浸食のおそれのある場所では、防風ネットや被覆作物の栽培、植生帯の設置などを行っている	例えば、下記の方法がある。 ・被覆作物の栽培(草生栽培含む) ・植生帯の設置 ・等高線栽培 ・土壌の透水性改善(堆肥の施用等) ・風向を考慮した畝立の実施、防風垣の設置等		20
5-3	重要	鳥獣害対策 【鳥獣被害がある場合のみ】	鳥獣被害がある場合、次の対策をとっている ①鳥獣の隠れ場となる場所は放置せず、草刈りなどの管理を行っている ②鳥獣の餌となる収穫物の残渣を放置しないようにしている ③動物を見かけたら、追い払いを行っている ④加害する鳥獣に適した防護柵等を設置している	* 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、国が定める基本指針に則して、市町村が被害防止計画を作成、地域ぐるみで対策を行う取組を推進している。 なお、鳥獣捕獲の際には、鳥獣保護法等の関係法令を遵守すること。		25
5-4	必須	燃料の保管管理	燃料を保管する際は、次のことに留意している ①火気がなく、不必要なものを置いていない場所で保管している ②燃料に適した容器で保管している ③容器が容易に転倒・落下しない場所で保管している ④燃料は在庫管理を行っている	* 燃料の取扱については、消防法などにより取扱が定められている。保管・管理や使用については、取扱のルール(貯蔵施設や取扱資格等)を販売元に確認し、遵守すること。		32

6 エネルギーの削減

6-1	重要	農業機械の管理	農業機械の清掃、保守点検を励行している	乾燥機、乾燥施設等の点検、清掃、効率的な利用などにも留意すること		24
-----	----	---------	---------------------	----------------------------------	--	----

7 新たな知見・情報の収集

7-1	重要	情報収集	指導機関等が開催する研修会・講習会に参加している			—
-----	----	------	--------------------------	--	--	---

8 生産・経営情報の保存

8-1	必須	ほ場情報	ほ場の所在地と面積、栽培品目を記載した台帳を作成し、保存している			37
8-2	重要	茶工場情報	茶工場にかかる情報・記録(所在地・関連事業等)を作成し、保存している			37
8-3	必須	生産計画	年間の栽培・出荷の計画をたてている			43

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
8-4	必須	知的財産	①種苗法による登録品種を使用する場合は、正当に使用していることを示す書類を保存している ②農業者自らが開発した、知的財産保護に該当する技術や品種があれば、特許・品種登録等をしている	「知的財産保護に該当する技術や品種等」に該当するものとしては、特許、実用新案、品種登録、意匠、商標、ブランド名、特殊な農法などがある		34 35
8-5	必須	作業記録	栽培にかかる作業(は種、定植、かん水、間引き、整枝、摘果など)を記録し、保管している			40
8-6	必須	資材等にかかる記録	①資材等(種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等)の購入伝票を税法で規定されている期間以上保管している ②資材の殺菌消毒、保守管理について記録・保管している	* 購入伝票については、税法上一定期間保存するよう定められている。個人事業者(青色申告、白色申告)、法人等の別により保存期間が異なるため、個別に確認すること。		40 43
8-7	必須	栽培と搬出の記録	ほ場毎の品種・収穫日・収穫数量・茶工場への搬出状況を記録し保存している			42
8-8	必須	加工の記録	加工した際は、荒茶の原料と加工日を記録し保存している			42
8-9	必須	出荷の記録	出荷の際は、品目、出荷日、出荷数量、出荷先を記録し保存している	* 食品衛生法において、①事業者は販売食品に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な情報を記録・保存すること、②取扱の食品等の流通実態に応じた保存期間(1~3年間を参考に設定)を設定し保管しておくことが求められる。 ◎JA等へ販売の委託を行う場合は、農業者は販売委託先に対して、記録の作成・保存を依頼して差し支えない		42 44
8-10	必須	GAP実施と改善	以下の手順による生産工程管理を実施する ①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定 ②点検項目等を確認して農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を粉う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し ⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先による)点検又は第三者(審査・認証団体等)点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用する			43

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
----	----	-----	------	--------	------	-----

9 栽培・収穫・出荷段階での汚染防止

9-1	重要	栽培、収穫、製茶作業に携わる作業者の衛生管理	以下の点を含んだルールを作成し、実施状況を確認している ①喫煙、飲食する場所を定め、それ以外は禁止 ②感染症(インフルエンザ等)の人は作業を禁止 ③手指に傷等がある場合、適切な処置をする ④作業前には手洗いを励行する ⑤作業中はアクセサリ等、装飾具を外す ⑥作業をする場所にはうっかり混入しそうなものを置かない ⑦手指の爪は衛生的にする ⑧清潔な作業着、帽子、手袋を身につける ⑨農産物に向かって咳やくしゃみなどをしないように注意する			11
9-2	必須	製茶作業における適切な水の使用	製茶作業に使用する水は、飲用適の水を使用すること	飲用に適した水としては水道水があるが、水道水以外の場合は年1回以上保健所の指導に基づく水質検査を実施して確認することが必要となる。		7
9-3	重要	手洗い設備・トイレの確保	次の点を実施している ①ほ場や作業場の近くに使用できる手洗い設備やトイレがある ②定期的に清掃・点検を行っている ③手洗い設備・トイレの汚水がほ場や施設、水路を汚さないようにする			8
9-4	重要	収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類の衛生的な保管、取扱、洗浄	次の点を実施している ①収穫・運搬に使用する器具類の定期的な手入れ・洗浄 ②収穫用の容器を、収穫された茶葉以外のものを運ぶために使用しない ③汚染の可能性がある器具類等は、十分に洗浄し、必要に応じて消毒する(特に運搬車両の荷台等には注意)			9
9-5	重要	製茶にかかる施設や器具等の衛生管理	次の点を実施している ①施設は清掃している ②施設は水はけがよく、清掃しやすいようにしている ③器具類は整理整頓し管理している ④作業前後に使用器具の確認を行っている(種類、個数) ⑤作業スペースと、搬入出口・休憩場所を仕切っている ⑥安全に作業ができる十分な明るさがある			9 10
9-6	重要	製茶にかかる施設での安全で清潔な包装資材の使用	次の点を実施している ①加工済みの茶の包装資材は清潔に保つ。(清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなど) ②包装資材の素材は、毒性がなく、茶の安全性に悪影響を与えないものを選択する			11
9-7	重要	機械油・洗剤の確認	機械油・洗剤の使用について、農産物に接触する可能性がある場合、食品用途のものを使用している			11

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
9-8	重要	製茶にかかる施設での有害生物への対応	次の点を実施している ①衛生害虫の発生源の根絶、小動物や鳥類の侵入防止対策をしている ②家庭用殺虫剤を使用する場合、適切に使用している (家庭用殺虫剤が農産物に付着する恐れがある場合は使用しない)			10 11
9-9	重要	荒茶の保管(品質劣化防止)	次の点を実施している ①貯蔵庫内は整理整頓している ②貯蔵庫内を定期的に清掃している ③荒茶の取扱時には臭いの強いもの(香水等)を身につけない			—

10 経営収支の把握

10-1	推奨	経営管理	経営簿記の記帳と決算をしている			—
------	----	------	-----------------	--	--	---

11 作業機械の整備・点検・清掃

11-1	重要	機械購入時の確認	農業機械購入時は、次のことを実施している ①型式検査合格証票又は安全鑑定証票の確認 ②中古機械購入時は、安全装備の状態や取扱説明書を確認			30
11-2	必須	機械等の定期的な点検・整備・清掃	機械等の点検・整備・清掃については、次の内容を遵守している ①取扱説明書に従い、使用前に点検している ②定期的に整備を行い、整備記録を残している ③必要に応じて清掃を行い、清潔に保っている ④法令で定期点検が定められている機械等は定期的に点検を行い、その記録を3年間残している	* 荒茶加工におけるボイラーの使用にあたっては、労働安全衛生法等に基づき、定期自主検査と記録の保存(3年間)が義務付けられており、異常を認めた場合は補修等を行うことが必要である。 ボイラー検査証の有効期間は1年であり、継続使用する場合は、有効期間内の性能検査に合格する必要がある。		30 41
11-3	必須	ボイラー使用の登録・主任の設置	次の点を実施している ①ボイラーの設置・使用に必要な届け出をしている ②必要な免許取得または技能講習を修了した取扱作業主任者を設置している	* ボイラーの設置・使用に必要な届出、取扱作業主任者の設置に関しては、労働安全衛生法等により次のとおり義務付けられている。 (1)ボイラーの場合 ①設置時の届出、落成検査等の実施 ②必要な場合は取扱作業主任者の設置 (2)小型ボイラーの場合 ①設置の報告		36
11-4	重要	機械の適切な使用	機械の使用にあたっては、次の内容を遵守している ①機械等の使用前に安全装置等を確認している ②取扱説明書の内容を理解している ③取扱説明書はわかりやすい場所に保管している ④未整備状態の機械は使用を禁止している			31

番号	区分	管理点	管理基準	取組例・備考	参考資料	国No
----	----	-----	------	--------	------	-----

12 作業者の安全確保と健康管理

12-1	重要	作業環境のリスク評価と事故防止対策	次の点を実施している ①危険な作業、場所について検討し、一覧表を作成している ②事故を防ぐためのルールを作成し、作業員全員に配布又は掲示している ③危険箇所には表示や掲示をしている			26 29
12-2	必須	労働安全衛生法で規制されている作業に従事している者の、必要な資格等の取得	法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている	11-3についても参照のこと		27
12-3	重要	作業着・防護具の適切な着用	危険を伴う作業の際には、適切な作業着・防護具を着用する			28
12-4	重要	作業に従事する人の健康管理	次の点を実施している ①毎年、健康診断を受けるなど、十分留意している ②清潔で十分な広さの休憩場所や、分煙スペースを設置している ③適度な作業スペースや作業内容、休憩時間を確保している			27
12-5	重要	危険を伴う作業の従事者等に対する制限	次の点を実施している ①酒気帯び、病気、妊娠、年少者、無資格者には危険を伴う作業をさせないようにしている ②高齢者については加齢に伴う心身機能の変化に配慮し作業分担をしている			27
12-6	必須	労働者災害補償保険等への加入	常時5人以上の雇用者がいる場合、加入している(5人未満は任意加入)	*労働者災害補償保険法により、原則として一人でも労働者を使用する事業は、労災保険への加入手続きが使用者に義務づけられている(ただし、常時5人未満の労働者を使用する個人経営の農林、水産業の事業の一部については、労災保険への加入は任意となる)。 なお、農業者の場合は事業者本人でも要件に該当すれば労災保険への特別加入が可能。(詳しくは最寄りの労働基準監督署に確認のこと)		33
12-7	重要	施設内での事故に対する備え	次の点を実施している ①救急箱を置いている ②事故発生時の緊急連絡先を掲示している ③農薬中毒等の事故に備えて、緊急対応処置の掲示をしている ④火災が発生する恐れのある場所では、消火器を設置している ⑤事故対応について職場内もしくは家庭内で情報共有をしている			33